

## 地場産品を使った 商品開発を支援します

農産物および加工品の魅力を市内外にPRするため、本市特有の農産物を活用した新商品の開発を行う市内の団体や、本市の農業者と連携して新商品の加工および販売を行う市内の団体を対象に、「富田林市商品開発支援事業補助金」を交付します。  
 ※詳しくはお問い合わせください。

**補助額** 1団体あたり上限45万円

📅 5月1日(金)～6月30日(火)に、すばるホール4階農業創造課へ（電話申し込み不可）

📍農業創造課（内線446）

## 農業者へ支援金を支給します

肥料をはじめとする農業資材価格の高騰により、生産コストが増加している府内農業者（個人または法人）に対して、「大阪府肥料価格高騰対策支援金」を支給します。

**対象事業者・支給要件** 令和8年4月1日から申請日まで、府内に住所・本店がある農業者（個人または法人）で、農業所得に係る販売金額が100万円以上であること。

※販売金額の対象となる年度など、詳しくは右下図をご覧ください。

📅 4月27日(月)～6月30日

(火)に、右図から申し込み（電話申し込み不可）



📍支援金事務センター【☎0120(700)067】

## イノシシなどの侵入防止柵の 設置費用を助成します

鳥獣による農作物の被害防止対策を進めるために、農作物被害防止柵設置事業補助金を交付します。

対象物品	市内の被害区域および被害予想区域内の土地に設置する、電気柵、ワイヤーメッシュなどの防護資材（付帯する杭も可） ※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外。
対象者	市内農業者
補助額	購入金額の10分の7の額で、一人あたり上限10万円 ※予算が無くなり次第終了。

📅 5月1日(金)～令和9年2月26日(金)に、すばるホール4階農業創造課（内線446）へ（電話申し込み不可）



## 「採用選考スタート! 3Steps就活フェア」1st Step合同企業説明会

🕒 5月29日(金)、午後1時～5時15分  
 📍OMMビルCホール（大阪市中央区大手前一丁目7の31）

👤 大学(院)、短大、高等専門学校などの学生（留学生含む）、卒業後3年以内の人

※詳しくは右図をご覧ください。



📍大阪労働局職業安定課【☎06(4790)6300】

## 介護合同就職面接会&説明会

🕒 5月27日(水)、午後2時～4時

📍ハローワーク河内長野（河内長野市昭栄町7の2）

**参加企業** 4社予定

📄履歴書（複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください）

※ハローワークカードまたは受付票をお持ちの人は持参してください。

📅 5月1日(金)～、ハローワーク河内長野【☎(53)3081】へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

## 住まい・環境

### 生産緑地地区の追加指定を受け付けます

市街化区域内の農地について、生産緑地地区の追加指定を受け付けます。指定には300㎡以上の面積要件などがありますので、追加指定を希望する人は、必ず電話で予約の上、相談にお越しください。

※相談の際には、固定資産評価証明書などの資料をご持参ください。

※一度指定を受けると30年間は農地の適正な管理が義務付けられますが、税制上の優遇措置を受けることができます。

**受付期間** 5月1日(金)～6月30日(火)に、すばるホール4階都市計画課（内線453）で受け付け

# 広告枠

## 福祉・人権

### 男女共同参画フォーラム 「Be-in ひろっぱ」実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be-inひろっぱ」を開催します。皆さんも実行委員になって、企画や運営に携わってみませんか。実行委員会は、6月～翌年3月の間に、月1回程度開催する予定です。

**募集人数** 10人程度（性別不問）

☎5月22日(金) (必着) までに、右図の申し込みフォームまたはすばるホール4階人権・市民協働課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクスまたはメールで、〒584-8511常盤町1の1 人権・市民協働課〔内線471〕・FAX(20)2072・✉jinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ  
※応募用紙は、市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）からもダウンロードできます。



### 啓発冊子をご利用ください

さまざまな人権問題や男女共同参画について理解を深めることを目的に、啓発冊子を作成しています。

学校、地域、家庭での話し合いや学習会にご活用ください。

### ●人権啓発パンフレット「多文化共生の地域づくり」

全ての人が安心して暮らせるよう、外国人市民への理解を深めましょう。



閩人権・市民協働課（内線474）

### ●男女共同参画リーフレット「生理の貧困」

生理は女性だけが考える問題ではありません。社会全体で「生理の貧困」への理解を深めましょう。



閩人権・市民協働課（内線471）

## 5月1日～7日は憲法週間

日本国憲法の精神や意義を国民に理解してもらうため、5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日を「憲法週間」としています。

憲法は私たちの生活の中で自由と幸福を追求するにあたって、決して欠かすことができないものであり、憲法について知ることは、「人権」を自分自身や社会、実生活との関わりにおいて学ぶきっかけにもなります。

この機会に、家庭や地域で、憲法について話し合ってみましょう。

また、憲法週間に合わせて、特設「人権なんでも相談」を実施します。日程など詳しくは、28ページの「今月の相談」をご覧ください。

閩人権・市民協働課（内線474）

## 6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員による、特設「人権なんでも相談」を実施します。女性・子ども・高齢者などをめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることがあれば、気軽にご相談ください。日程など詳しくは、28ページの「今月の相談」をご覧ください。

### 本市の人権擁護委員

荒木 純子さん、岡本 聡子さん、北野 茂さん、藏田 和子さん、阪本 省三さん、佐々田 あけみさん、芝本 とも子さん、十石 慈洋さん、船城 英教さん  
閩人権・市民協働課（内線474）

## 赤十字活動資金にご協力を

府では、毎年5月1日～6月30日に赤十字運動を実施します。赤十字奉仕団、町会(自治会)をはじめ多くの皆様のご協力により、昨年は約400万円の活動資金が集まりました。

今年も人道的国際支援などの日本赤十字社の活動を支えるため、活動資金へのご協力をお願いします。

閩増進型地域福祉課（内線288）

## 就労・商工

### ひとり親家庭の親などのための 就業支援講習会

#### ①介護職員研修（初任者研修）

受講期間	6月20日～10月10日の毎週土曜日、11月28日(土)（8月15日を除く）、午前10時～午後5時（各全17回）
定員	20人
費用	1万円（教材費）

#### ②介護職員研修（実務者研修）

受講期間	6月27日(土)～9月12日(土)、午前9時～午後6時 ※金曜日コース、土曜日コース各全9回。
定員	各コース12人
費用	1万5000円（教材費）

#### ③ケアマネジャー

受講期間	7月25日～8月29日の毎週土曜日、午前10時～午後4時（全6回）
定員	20人
費用	6000円

※開催場所や申込資格など、詳しくは右図をご覧ください。



☎①は5月20日(水)、②は5月27日(水)、③は6月25日(水)（いずれも必着）までに、府立母子・父子福祉センターホームページの登録フォームまたは往復はがきに、講座名、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、職業、電話番号、ご自身について（ひとり親・寡婦・離婚前）、受講動機、過去に同センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子どもの氏名・年齢（対象は2歳から就学前まで）を記入し、〒537-0025大阪府東成区中道一丁目3の59 府立母子・父子福祉センター〔☎06(6748)0263〕へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み不可）

## 国民健康保険

### 前年分所得の簡易申告にご協力を

6月に決定する1年間の国民健康保険料は、皆さんから申告していただいた令和7年中(1月～12月)の所得に基づいて算出します。

税務署や市役所へ税の申告をしていない人や、会社などから源泉徴収票を受け取っていない人には、所得の内容を確認するために国民健康保険料に関する申告書(簡易申告書)を送付しますので、期限までに必ず提出してください。

学生や病気で収入のなかった人、年金で生活している人、税申告で扶養控除の対象となる人も簡易申告が必要です。簡易申告をいただくことで世帯内の所得を把握し、保険料の軽減割合や医療機関窓口での負担割合、高額療養費制度の限度額などを正しく設定することができますので、ご協力をお願いします。

国民健康保険課(内線552、151)

### 「納付済額のお知らせ」の一斉送付を終了



令和7年度までは国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書もしくは口座振替で納付された人へ「納付済額のお知らせ」を送付していましたが、省資源化および経費削減の観点から、令和7年度をもって本お知らせの送付を終了しました。納付済額については、お手持ちの領収証書やご登録口座の通帳、利用明細書などでご確認ください。

※確定申告などで、納めた保険料を社会保険料控除として申告する場合は、同お知らせの添付は不要です。

※詳しくは右上図をご覧ください。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料=保険年金課(内線152、167)、介護保険料=高齢介護課(内線175、176)

## 国民年金

### ご存じですか？

#### 第1号被保険者への独自給付

国民年金には、老齢・障害・遺族基礎年金の他、第1号被保険者の独自給付として次の給付があります。

#### ●死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を一にしていた遺族(配偶者、子など)に支給されます。

第1号被保険者として保険料を納めた期間	支給額
36カ月以上180カ月未満	12万円
180カ月以上240カ月未満	14万5000円
240カ月以上300カ月未満	17万円
300カ月以上360カ月未満	22万円
360カ月以上420カ月未満	27万円
420カ月以上	32万円

※付加保険料を納めた期間が3年以上のときは、8500円が加算されます。

#### ●寡婦年金

夫が亡くなったときに次の①～④の要件を満たす妻に60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

寡婦年金を請求した場合は、死亡一時金は請求できません。

①婚姻期間(内縁関係含む)が10年以上継続していた

②夫によって生計を維持されていた

③夫が死亡した月の前月までの第1号被保険者としての保険料を納めた期間と免除された期間を合算して10年以上ある

④夫が障害年金や老齢基礎年金を受けたことがない

#### ◆寡婦年金の支給額

夫が受けられたであろう老齢基礎年金の額の4分の3

国民年金事務所(☎06(6772)7531)、保険年金課(内線153、154)

## 税金

### 固定資産税・都市計画税の減免

次の全ての要件に該当している場合は、固定資産税・都市計画税の2分の1が減免されます。減免を受けるためには、6月30日(火)までに申請が必要です。



①納税義務者が令和8年1月1日現在、65歳以上の人、特別障がい者、寡婦、ひとり親のいずれかであること

②納税義務者および当該納税義務者と生計を一にする人全員が、個人の住民税均等割非課税の限度額以下の所得であること

③所有している固定資産が自己居住用であり、居住家屋の延べ床面積が70㎡以下であること

④固定資産税・都市計画税の年税額(土地・家屋の合計)が5万円以下であること

#### 固定資産税のQ&A

5月1日(金)付で、令和8年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送します。



Q.令和4年または令和2年に新築した家屋の固定資産税が急に高くなったのはなぜですか？

A.新築住宅に対しては、減額制度が設けられており、一定の要件に該当する場合は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分(3階建以上の耐火・準耐火住宅は5年度分)に限り、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額(家屋分)の2分の1が軽減されます。急に高くなったのは、新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了し、本来の税額に戻ったためです。

Q.固定資産税は1月～12月までの税金ですか？4月～3月までの税金ですか？

A.固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分の税金として課税しています。いつからいつまでの期間に対して課税するということは地方税法には定められておりません。固定資産税・都市計画税を月割や日割で按分計算する際の起点日は、売買契約時に売主と買主の間で話し合ってください。

国民課税課(内線113～116)

## 住まい・環境

## 5月は「宅地防災月間」

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることにもなりかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期を前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に関係する機関と協力して、次のような事業を実施します。

## ◆防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

## ◆宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、5月中旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するため、以下の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

- ・石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。
- ・石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。
- ・地盤は沈下していませんか。
- ・排水のための溝に泥などが詰まっていますか。

閩都市計画課（内線458）、府建築指導室審査指導課（☎06(6210)9722）

## 住宅の耐震診断・耐震改修・除却工事補助制度



## ●補助額

①耐震診断補助(木造住宅の場合) = 診断費用のおおむね9割の額(上限5万円)  
※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断を受けることができます。木造住宅以外にご相談ください。

②耐震改修補助(木造住宅のみ) = 工事費用の3分の1の額(上限100万円)

③除却工事補助(木造住宅のみ) = 上限30万円

※②③は個人所有に限ります。

※いずれの補助も工事などの契約前に申請してください。受け付けは12月末までの予定です。ただし、予算がなくなり次第終了します。

●補助対象 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅

閩住宅政策課（内線437、438）

## 安心安全

## 救命率向上プロジェクトで救われた命

## ●まちかど救急ステーション事業

消防局管内のAEDを設置している施設に「まちかど救急ステーション」として登録いただき、AEDの活用と救命を促進する事業です。

このたび、同事業

が活用され、救命の連鎖により尊い命が救われたことから、けあばるへ感謝状を贈呈しました。



## ●「AED GO」スマートフォン活用型AED運搬システム

「AED GO」アプリに「救命ボランティア」として登録いただき、近くで救命が必要な場合、消防指令センターから登録者に通知されます。☎072(958)9932



## 下水道

## 公共下水道・公共浄化槽への早期接続を

快適で衛生的な生活環境や河川などの水環境を守るため、1日でも早い公共下水道・公共浄化槽への接続をお願いします。

## ●水洗便所改造工事資金援助制度のご利用を

排水設備工事の負担を軽減するため、助成金の交付



や、工事に必要な資金を銀行などから借りる場合に無利子で融資が受けられる「融資あっ旋(利子補給)制度」を実施しています。

※助成金の条件や融資あっ旋額の上限など詳しくは右図をご覧ください。▲融資あっ旋



## ●接続工事は排水設備工事指定業者で

区域内での排水設備工事は、指定業者でなければできません。

※指定業者以外で工事を行うと、無資格工事となり、やり直しや罰則が科せられます。



閩下水道課（内線263）

## 交通

## 自転車の交通違反に青切符が適用されています

令和8年4月1日から、信号無視や一時不停止、ながらスマホ、右側通行などの自転車の交通違反に交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)※が適用されています。



☑16歳以上の運転者

※運転者の一定の道路交通法違反について、一定期間内に反則金を納付した場合は刑事罰が科されない制度。

閩交通政策室（内線416）

# 今月の相談

- 相談は全て無料です。「要予約」のものは事前の申し込みが必要です。
- 一部ウェブサイトから予約できる相談もあります。
- 詳しくは市ウェブサイト（広報広聴課のページ）をご覧ください。



	相談名	とき	ところ	予約・その他
くらし	法律相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時 第1・3水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	市役所2階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人） ※同年度内で2回利用可（同一案件の相談は不可）。 ※ウェブ予約も可。
	とんぼる TONPAL 女性のための法律相談	25(月)、午後1時～4時	男女共同参画センターウイズ(TONPAL 2階)	要予約【☎(23)0030】、女性弁護士による相談、定員3人 ※同年度内で2回利用可（同一案件での2回利用は除く）
	市民相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分 毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～4時	市役所2階7番窓口 金剛連絡所	電話相談も可（内線182、184） 要予約、電話相談も可【☎(29)1401】
	行政相談	21(木)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談 電話相談も可（内線182）
	司法書士相談	19(火)、午後1時～4時	市役所2階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人 ※同年度内での利用は1回のみ。
	日本政策金融公庫相談	13(水)、午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】
人権	消費生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～正午、午後1時～4時	市消費生活センター（市役所2階市民相談室横）	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】
	特設人権なんでも相談	8(金)、午後1時～4時、6/1(月)、午前9時～正午、午後1時～4時	すばるホール4階（秀月の間）	当日直接会場へ、電話相談も可（内線474）
	人権相談・生活相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	とんぼる TONPAL 1階	要予約、電話相談も可【☎(24)3700】、市人権協議会相談員による相談 ※土・日曜日（年末年始は除く）は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	外国人市民相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	とんぼる TONPAL 2階	多言語で相談可【☎(55)2018】、とんだばやし国際交流協会相談員による相談 ※土・日曜日（年末年始は除く）は職員が対応し、相談内容や連絡先をお聞きして、相談員に引き継ぎます。
	女性の悩み相談	①12(火)、午前9時30分～午後0時30分、1時30分～3時30分、②14(木)、午前10時30分～午後0時30分、1時30分～3時30分、③16(土)、午前9時30分～11時30分	男女共同参画センター(TONPAL 2階)	要予約、電話相談も可【☎(23)0030】、女性カウンセラーによる相談、定員は①は5人、②は4人、③は2人
	女性のための電話相談にじいるホットライン	22(金)、午後1時30分～4時 第1・2・3土曜日、午前10時～午後3時	—	電話相談のみ【☎(23)0567】、女性カウンセラーによる相談 電話相談のみ【☎(70)7270】、LGBTQに関する相談
子育て	保育士による育児相談	第2・4金曜日（祝日、年末年始は除く）、午後1時～3時	レインボーホール（市民会館）2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組
	ひとり親家庭相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所4階子ども政策課	要予約、電話相談も可（内線204）
	児童家庭相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階子育て応援課	電話相談も可（内線206～209）
	発達相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	市役所4階子育て応援課	要予約、電話相談も可（内線209）
	子育て相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】
健康・福祉	健康相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】 健診結果の見方や生活習慣病、栄養、禁煙などについての相談
	福祉なんでも相談(※1)	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による福祉に関するあらゆる相談 ※LINEでの相談は右図をご覧ください。
	自立支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階23番窓口、金剛連絡所2階	電話相談も可（内線274）
仕事	こころの電話相談	毎週水曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後3時30分	—	電話相談のみ【☎(25)8264】
	商工相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】
	農業相談	7(木)、午後1時～3時	すばるホール4階農業委員会	事前予約も可（内線431）
	就労支援相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時	市就労支援センター(TONPAL 1階)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	お出かけ就労支援相談	26(火)、午後1時30分～4時	金剛連絡所2階相談室	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談 問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】
	労働相談	14(木)、午後6時～8時	市役所2階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）、社会保険労務士による相談 ※予約優先（相談日の1週間前までの予約により通訳付きの労働相談も可）。※ウェブ予約も可。問い合わせ（内線481）
その他	若者の就労・自立相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前10時～午後5時	南河内地域若者サポートステーション	要予約、南河内地域若者サポートステーション（常盤町3の17の501）【☎(26)9441】
	若者お悩み相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午後5時30分～9時、土・日曜日、午前9時～午後9時	トピックス Topic	ロビースタッフによる相談
	ひきこもり相談	28(日)、午後1時～2時30分、2時30分～4時	トピックス Topic	要予約【☎(26)8056】、定員各1人
	進路相談(奨学金)	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後5時30分	市役所4階教育指導室	当日電話相談も可（内線363、364）
	チャイルドライン	毎日、午後4時～9時	チャイルドライン支援センター	18歳までの子どもの声を聴き、その気持ちに寄り添います【☎0120(99)7777】 ※チャットでの相談もあり。
市民公益活動相談	月～金曜日（祝日、年末年始は除く）、午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】 ※事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可。	

とんぼる TONPAL = 多文化共生・人権プラザ

※1 福祉なんでも相談・・・上記の他、各校区で相談窓口を開設しています。詳しくは、市ウェブサイト（増進型地域福祉課のページ）をご覧ください。



## 税金

### 軽自動車税の減免

**対**①身体障がい者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者で、軽自動車（原動機付自転車を含む）の所有者、または使用者

※手帳所持者と同一世帯の人が所有する軽自動車や、手帳所持者だけで生活する人が所有する軽自動車を常時介護者が運転する場合も減免の対象です。※減免が適用されるのは対象者1人につき1台です。すでに普通自動車などで減免を受けている場合は対象外です。

②生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

**届け出** 6月1日(月) (必着) までに、①は手帳(②は生活保護受給証明書)、運転免許証、納税通知書を持参(代理で申請する場合は申請者の本人確認書類も持参)し、課税課または金剛連絡所へ

※郵送での申請も受け付けています。詳しくは市ウェブサイト(課税課のページ)をご覧ください。



☎課税課(内線110)

今月は固定資産税・都市計画税の第1期分と軽自動車税の納期です

納付には便利な口座振替のご利用を!

市税納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・PayPay・auPAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・モバイルレジ(インターネットバンキングによる支払い)などで納付期限までに納めてください。

口座振替は、市税取扱金融機関での手続きの他、収納管理課や金剛連絡所で手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。手続きに必要な持ち物や対応している金融機関など詳しくは、収納管理課(内線122)へお問い合わせください。

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		

### スマホで簡単、キャッシュレス納税!

スマートフォンなどのモバイル端末を使い、各社の専用アプリを起動後に、納付書に印刷されているバーコードをカメラで読み取ることにより、いつでもどこでも市税を納付することができます。

●利用できるモバイル決済サービス  
PayPay/au PAY/d払い/楽天ペイ/J-Coin Pay/モバイルレジ

●納付できる税目、金額  
市・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税  
※バーコードの付いた納付書で、1枚につき30万円までのものに限りです。

●領収証書は発行されません  
領収証書や納付後すぐに納税証明書(車検用など)が必要な場合は、金融機関・市役所の窓口またはコンビニエンスストアで納めてください。※詳しくは、市ウェブサイト(収納管理課のページ)をご覧ください。  
☎収納管理課(内線121~124)

### コンビニ交付サービスの課税(非課税)証明書の発行が一時休止

5月28日(木)~31日(日)は、課税(非課税)証明書のみコンビニ交付サービスが利用できません。別の日に利用いただくか、課税課・金剛連絡所(土・日曜日を除く)へお越しください。  
☎課税課(内線117)

### 自動車税の納期限は6月1日(月)

府税の納付はキャッシュレスが便利です。納付書の表面に印字されている「eL-QR」などから納付できます。現金で納付される場合は、金融機関窓口またはコンビニエンスストアなどをご利用ください。

詳しくは、府ホームページをご確認ください。  
☎府自動車税コールセンター [0570(020)156]

## 相談

### 5月は消費者月間

今年度の消費者月間では、「見える情報 見えない仕組み~ AI時代の消費者力を高めるために~」をテーマに掲げ、周知啓発を実施します。

市消費生活センターでは、消費者問題にまつわる啓発用リーフレットの配布や啓発講座を開催しています。契約などでトラブルが起きた場合は、一人で抱え込まず、同センターや消費者ホットラインへご相談ください。

相談窓口	
市消費生活センター	内線 186、188 月~金曜日、午前9時~正午、午後1時~4時(祝日、年末年始を除く) 市役所2階市民相談室横
	☎ 188 月~金曜日=午前9時~午後5時、土・日曜日、祝日=午前10時~午後4時(年末年始を除く)

### 消費者被害拡大を防ぐための見守りをしています

消費者トラブルの深刻化を防ぐため、「身近に相談できる」「何かあった時に気づくことができる」ことを目的として、富田林警察署および地域包括支援センターと「富田林市消費者安全確保地域協議会」を設置し、「消費生活協力団体・協力員」として5つの事業者に委嘱を行っています。

### ■国民生活センターから情報をお届けしています

同センターでは、子どもや若者、高齢者、障がい者に関わる事故や悪質商法に関する情報を、メールやLINE、Xなどで無料配信しています。被害を未然に防ぐため、ご家族や見守る立場の人も、ぜひご登録ください。



☎工商観光課(内線483)

## 介護予防・健康ポイント事業 「あるこっと」参加者募集



活動量計を持ってウォーキングし、健康イベントポイントなどを貯めて景品に交換しましょう。

①8月1日(土)～令和9年6月30日(水)  
 対市内在住で、令和9年3月31日(水)時点で40歳以上の人  
 定100人 ¥1000円

※7月23日(水)～25日(金)に開催する説明会への参加が必要(いずれか1回)。  
 申5月1日(金)～6月30日(水)に、上図から申し込み、または高齢介護課、かがりの郷、金剛連絡所で配布する申込書に必要事項を記入し、高齢介護課、かがりの郷、金剛連絡所へ(申し込み先着順)。  
 ※令和9年7月以降の「あるこっと」は、これまでの取り組みを活かした新たな事業展開を検討しています。  
 問高齢介護課(内線197)

## 大阪府地域防災総合演習

国土交通省、大阪府、大阪市、他9市をはじめ、約40の機関と団体が参加する大規模な防災訓練です。  
 ①5月23日(土)、午前9時30分～正午  
 場大和川右岸河川敷 河内橋下流(藤井寺市川北) ※当日直接会場へ。  
 内水害時に必要な訓練や防災に関する展示など  
 問危機管理室(内線9503)

## 定期救命講習(普通救命講習Ⅰ)

①6月17日(水)、午後1時30分～4時30分(ウェブ講習修了者は、午後2時30分～4時30分)  
 場富田林消防署(甲田一丁目7の1)  
 ※駐車場はありません。  
 内AEDの使い方を含む応急手当  
 対市内在住・在勤・在学の人  
 定20人 ¥無料  
 申5月15日(金)、午前9時～、電話で、大阪南消防局救急課(☎072(958)9932)(月～金曜日、午前9時～午後5時)へ(申し込み先着順)



## その他

### マイナンバーカードの 日曜交付等



①5月3日(祝)、10日(日)、午前9時～午後5時30分、6月7日(日)、14日(日)、午前9時～午後5時  
 場マイナンバーカード(交付・暗証番号)窓口(市役所1階)  
 内マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新、暗証番号変更など  
 申希望日の2開庁日前までに、インターネットまたは市マイナンバーカードコールセンターで予約の上、申請者本人がお越しください。  
 問同コールセンター(☎(26)9815)(月～金曜日(祝日、年末年始を除く)、第1・2日曜日、午前9時～午後5時30分)  
 ※6月以降は午後5時まで。

## 狂犬病の予防注射を 受けましょう



法律により、犬の所有者は年に1回、飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせる義務があります。集合注射を実施しますので、ご利用ください。



¥1頭あたり3500円(狂犬病予防注射2950円、注射済票550円)  
 持個別通知に同封の「狂犬病予防注射済証兼領収書」

※会場では、犬の新規登録、所在地・所有者変更、死亡手続きはできませんので、事前に済ませた上で会場にお越しください。各種手続きについては、右図をご覧ください。



※会場には、犬をおとなしくできる人が連れてきてください。  
 問環境衛生課(内線139、171)

## 経済センサス活動調査に ご協力を

全ての事業所および企業を対象として、経済活動の状況を明らかにするために、本調査を実施します。

4月上旬に国から郵送されたインターネット回答書類にて、期限までに回答できない事業所や新規事業所などは、5月上旬から調査員が訪問して紙の調査票を配布します。

問総務課(内線346)

# 広告枠

## 募集

## ウォーカブルな空間づくりに向けた社会実験の推進メンバーを募集

本市では、南海金剛駅を起点とし、「ふれあい大通り」を中心に、回遊性・滞留性の向上や交流機会の創出、賑わいづくりや住民主体の多様な取り組みを創出する、ウォーカブルなまちづくりを進めています。

ウォーカブルな空間づくりに向けた社会実験の実施にあたり、歩道や公園でご自身が企画したアイデアを主体となって実践できる推進チームのメンバーを募集します。

**活動期間** 6月～令和9年3月の期間で、月1回程度（社会実験は10～11月頃に実施予定）

※報酬や交通費の支給はありません。

④6月1日(月)、午後5時まで  
に、申し込みフォーム（右図）またはメールに、「推進チーム応募」、氏名、住所、生年月日、電話番号、応募動機を明記し、金剛地区再生室（✉kongo-saisei@city.tondabayashi.lg.jp）へ（電話申し込み不可）

④金剛地区再生室（内線459）

## 雑誌スポンサーを募集

企業、商店、団体、個人の事業者を対象に、雑誌スポンサーを募集します。

雑誌スポンサーには、図書館が作成した「雑誌リスト」から希望雑誌を選択し、当該年度分の雑誌購入代金相当分を一括して負担していただき、提供いただいた雑誌を図書館雑誌コーナーに配置します。提供雑誌を配置する書架と雑誌の表面にスポンサー名（企業名、屋号などを含む）を、裏面には広告を掲載します。また、図書館ホームページにもスポンサー名を掲載することができます。※詳しくはお問い合わせください。④中央図書館、金剛図書館

## 大阪南消防局消防吏員募集

**試験日** 6月21日(日)

**申込期間** 5月7日(木)～21日(木)

※受験資格など、詳しくは右図をご覧ください。

④大阪南消防局人事企画課  
[☎072(958)9926]

## 講座・催し

## 生活支援サービス従事者研修

同研修を受けると介護の資格がなくても、市指定の事業所で「生活支援サービス従事者」として仕事に就けます。

④6月1日(月)、8日(月)、午前9時30分～午後4時40分、15日(月)、午前9時30分～午後0時40分（全3回）

④総合福祉会館

④市内在住で本市に住民登録がある人  
④15人

④無料

④5月25日(月)までに、高齢介護課（内線183、196）へ（申し込み多数の場合抽選、電話申し込み可）

※5月25日(月)、午前10時～11時、同会場で説明会を開催します（定員15人）。参加希望者は、5月21日(木)までに、同課へ申し込みください。

腰痛改善のための  
らくらく筋トレ教室

腰の痛みや全身の筋力低下を防ぐために、座ってできる筋トレや自宅でできる運動などを学びます。

④5月18日(月)、午前10時～11時  
④湯かがりの郷

④医師から運動を止められていない人  
④20人 ④¥500円

④動きやすい服装、運動靴（室内用）

④5月1日(金)～、電話で、藤巻さん[☎050(1725)1158]へ（申し込み先着順）  
※右上図からも申し込み可。

## みどりの勉強会

④6月10日(水)、17日(水)、午後1時30分～4時（全2回）

④金剛東中央公園（向陽台三丁目2）

④剪定、病害虫、土づくり、花壇植え付けなど

④市内在住・在勤の人

④20人 ④無料

④軍手、筆記用具、汚れてもよい服

④5月15日(金)～20日(水)（土・日曜日を除く午前9時～午後5時）に、市公園緑化協会（内線409）へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

※詳しくは、同協会ホームページをご覧ください。

## TONPAL 連続講座「みんなちがってみんないい～出会いを楽しむ～」参加者募集

地域には、さまざまな背景や思いをもつ人が暮らしています。この講座では、地域のひととの出会いを通して、「違い」を人として知り、感じ、育んでいきます。

とき	内容
6月10日(水)	オリエンテーション・共に学ぶ人と出会う①
6月17日(水)	共に学ぶ人と出会う②
6月24日(水)	子ども食堂とつながりサポートセンターと出会う
7月1日(水)	アール・ブリュット作品（障がい者アート）と作者と出会う
7月8日(水)	人権の町と出会う
7月15日(水)	性の多様性と出会う
7月22日(水)	女性が安心して話せる場と出会う
8月5日(水)	海外にルーツのある人たちと出会う
8月19日(水)	多文化と出会う
8月26日(水)	ふり返り

④TONPAL（多文化共生・人権プラザ） ④無料 ④15人（最少催行人数3人）

④筆記用具 ④5月27日(水)までに、TONPAL[☎(24)0583]へ（電話申し込み可、申し込み多数の場合抽選）※右図からも申し込み可。